

米国における異常項目の 位置付けに関する一考察

井 上 修

第1節 はじめに

本論の目的は、米国において異常項目（extraordinary items）の位置付けに関して、歴史的な変遷を分析することである。米国における異常項目は、我が国における特別損益と対比させられることが多い。いずれも、損益計算書上で区分表示することによって、段階的な利益を算定表示するためのものという点で共通するからである。しかし、米国における異常項目と特別損益は、その範囲は大きく異なることが一般に知られている。さらに、近年、米国基準では、異常項目の廃止を決定しており、異常項目控除前の段階的な利益を表示する制度は、国際的に見れば我が国だけである。

現代会計の重要な関心事の1つは、会計基準の国際的な統一である。ここでは、なぜ我が国の会計基準は米国基準やIFRSといった国際的な会計基準と異なるのか、いずれの考え方が望ましいのか、という点に焦点が当てられている。特に、純利益と包括利益といった、収益費用アプローチと資産負債アプローチの優劣についてかまびすしい議論が重ねられてきた。利益観や計算体系が異なるように、臨時異常な損益の扱いも、我が国と国際的な会計基準とは大きく異なる。このことから、利益観の相違や計算体系の相違は、臨時異常な損益の扱いの相違と何かしらの関連があると考えられる。

近代及び現代会計に強い影響を与えてきたのは、米国基準であることは言

うまでもない。特に、米国では異常項目に関する会計処理や表示方法に関して、これまで幾度と無く改正を繰り返しており、非常にユニークな視点を我々に与えてくれる。しかしながら、これまで米国の異常項目について、概念的に比較検討されていない。近年における特別損益の重要性に鑑みると、我が国の特別損益との相違を明らかにするために、米国における異常項目が歴史的にどのように位置付けられてきたのかを分析する必要がある。

本論では、まず1920年から1960年代における会計原則形成時代を中心に、米国における異常項目の変遷を追っていく。これは会計原則の形成の中で、利益概念や表示規制について最初に議論されたため、その時代を拠り所にして異常項目等に関する規定の変化に着目することが有用であると考えられるからである。そこでは、主に、①米国会計士協会（American Institute Association（「AIA」。1957年に AICPA に改編）による会計研究公報（Accounting Research Bulletin, 以下「ARB」）、②米国会計学会（The American Accounting Association, 以下「AAA」）による各会計原則、及び、③会計原則審議会（Accounting Principles Board, 以下「APB」）による各意見書における異常項目の取扱いを追っていく。そして、現在の米国における異常項目の改正基準について分析し、我が国における特別損益との比較分析を行っていく。

第2節 米国会計士協会における異常項目の扱い

1920年代までは、米国においては当期業績主義が中心的で、実務的に異常項目に該当する項目は期間外損益として直接に利益剰余金とされていたため、本格的に異常項目が注目されることとなったのは、当期業績主義に基づく損益計算書と包括主義に基づく損益計算書の対立が契機であったと考えられる。なぜなら、当期業績主義と包括主義の対立は、見方を変えれば、異常項目といった期間外損益をどのように扱うかという議論と考えることができるから

である。

1929年の大恐慌以来、米国は1934年に創設された証券取引委員会（Securities and Exchange Commission, 以下「SEC」）の強い規制監督の下で、会計原則の形成が主に会計士協会を中心としたプライベート・セクターによって行なわれた。しかし、両者は考え方の相違からしばしば対立することが多かった。両者の対立が顕著に現れたのは、米国公認会計士協会の機関である会計手続委員会（Committee on Accounting Procedure 以下、「CAP」）が主張する当期業績主義と、SEC が主張する包括主義との対立である¹⁾。

米国会計士協会は、SEC による会計連続通牒（Accounting Series Release）に対応するため、CAP を通じて、実務上の個別的な会計問題に対処するための指針として ARB を作成している。これらの文献は、当期業績主義に対する主張、その後の包括主義への移行に関する議論やプロセスが示されているため、ここでは、米国会計士協会の当時の動きを中心に検討する。以下は、AIA が公表した損益表示関連の ARB の一覧である。

〈AIA による損益表示関連の ARB の一覧〉

- ARB 第8号『損益および剰余金結合計算書』, 1941年
- ARB 第32号『利益および利益剰余金』, 1947年
- ARB 第35号『利益および利益剰余金の表示』, 1948年
- ARB 第41号『利益および利益剰余金の表示－ARB35の補足』, 1951年
- ARB 第43号『会計研究公報再述・改訂』, 1953年

CAP は、ARB 第8号において損益計算書における重大な歪曲を回避することについて強い関心を向けており、当初から当期業績主義を主張していた

1) 米国における当期業績主義と包括主義の議論については、佐藤 [1968]、青木 [1976]、千葉・中野 [2012] においてまとめられている。

(CAP [1941] pp.52-54)。その後、1947年にCAPは、ARB 第32号『利益と利益剰余金』において、偶発的な項目に注意を向けさせるような利益の計算表示を提示した。そこでは、通常かつ典型的な事業活動と無関係である項目を、利益からの除外規準に適合する異常項目とし、留保利益に直接賦課するかあるいは、貸記するかたちで表示することを求めた(CAP [1948] pp.20-25)。

これに対して、SECは、当初は異常項目に対しては柔軟な態度を示していたが(Kaplan [1939] p.223)、異常項目を期間外損益に飛ばすといった会計不正をきっかけとして、全ての損益項目から期間損益を算定する考え方を示した(盛田 [1977] p.37)。これを契機に、包括主義を支持するSECと、当期業績主義を支持するCAPの不一致が明確となった。

CAPによる当期業績主義を支持する立場は、1953年に発行されたARB 第43号にも受け継がれたが、異常項目を損益計算書の末尾に置くという形でSEC側に妥協する形となった。つまり、すべての損益から期間利益を算定する包括主義を受け入れつつ、段階利益として異常項目控除前利益を開示することで当期業績主義の考え方を並存させた(CAP [1953] Ch.2B)。ただし、FASB [1998]によれば、この当時、営業利益と費用は、経営活動において反復的な特徴をもち、その年々の出来事において多かれ少なかれ正常であり予定できるものと解釈され、営業外利得および損失は、不規則で予測不能、多かれ少なかれ偶発的な付随的なものとされていたとされる。このことから、この段階では、営業外利得および損失を区別する明確な基準は確立されていないといえ、実務的な慣行を基礎とした幅広い解釈がなされていたと考えられる。

以上のように、異常項目の位置付けは、当期業績主義すなわち、期間損益の歪みを排除して正常的・経常的な利益を算定する考え方が基礎となっているものの、利益操作という側面が特に懸念され、その後は、包括主義すなわち、全ての損益をもって利益を算定する考え方が優先されるようになった。

ただし、そのような中でも、損益計算書上は、異常項目を区分する考え方は存続し、当期業績主義に基づく利益が段階的に表示される形で妥協が図られているといえる。

第3節 米国会計学会（AAA）における異常項目の扱い

CAPがARBを発行し続けた21年間の間に、米国会計学会（The American Accounting Association, 以下、「AAA」）は、「会社報告緒表会計原則試案」（1936年会計原則試案）、そして、その改訂版を1941年、1948年および1957年に公表した²⁾。

（1）「会社報告緒表会計原則試案」（1936年会計原則試案）

「1936年会計原則試案」では、営業活動の結果であるかどうかに関わらず、すべての収益及び費用に基づいて期間損益を算定表示することが求められ、包括主義が採用されている（AAA [1936] p.189）。さらに、損益計算書の第二区分として、経常外項目について言及し、当期の営業活動以外の要因から生じた経常外的な利得、損失等が区分すべき項目として挙げられている（AAA [1936] p.189）。

このことから、「1936年会計原則試案」では、包括主義であるものの、当期業績主義の考え方が反映されており、異常項目の区分が実質的に求められていると解釈できる。

2) AAAが公表した会計原則の訳出については、中島 [1964] を参考とした。

(2) 「会社財務諸表の基礎をなす会計原則」(1941年 AAA 会計原則)

「1941年 AAA 会計原則」では、すべての実現した収益と費用または損失とをそれらが経営的営業活動から生じたか否かに関わりなくすべて表示されるべきであるとし (AAA [1941] p.63), 包括主義の採用が明示されている。そして、損益計算書は、どの会計期間に対するものでも、必要な区分にこれを分け、その会計期間の営業収益およびその費用のみならず、また、その会計期間の営業とは通常結びつかないような収益費用もその期においてできる限り正確に測定して示すべきとされ、それらの区分表示が求められている (AAA [1941] p.63)。

このことから、「1941年 AAA 会計原則」でも、異常項目の区分が実質的に求められているものと解釈できる。

(3) 「会社財務諸表の基礎をなす会計諸概念及び諸基準」 (1948年 AAA 会計原則)

「1948年 AAA 会計原則」では、収益と費用が広義に解されており、営業取引に固有の項目に限定されなくなっている点に特徴がある (AAA [1948] p.340)。特に、利益を「純資産の増価分 (AAA [1948] p.340)」と定義しており、資産負債アプローチに基づく利益の定義と類似する³⁾。

さらに、損益計算書に関して、これまで言及されていた区分表示の規定は存在しなくなった。この点について、中島 [1964] は、「これまでにみられた、区分計算 (経常的計算と経常外計算とへの) 勧告が見当たらないのは何故か理解に苦しむ (中島 [1964] p.72)」とした上で、「損益計算書の内部を経常的区分と経常外的な区分とに分けることは特に要求していない。これも、区分に反対という意味ではなくて、その種の問題をここで取り上げる必要は

3) 上野 [1993] は、「1948年 AAA 会計原則」が資産負債アプローチの萌芽であるとしている。

ないという考えからの省略と考えるとよかろう（中島 [1964] p.16）。」としている。

（4）『会社財務諸表に関する会計及び報告の基準』（1957年会計原則）

「1957年会計原則」においても、損益計算書に関する区分表示についての規定は存在しない。「1957年会計原則」では、資産が「経済的資源（AAA [1957] p.538）」と定義付けられ、利益が「純資産額の変動（AAA [1957] p.540）」と説明されるなど、収益費用アプローチがさらに後退し、資産負債アプローチの考え方が進行している⁴⁾。

（5）計算体系の変化と異常項目の位置付け

以上見たように、AAAによって公表された会計原則の特徴は、まず、「包括主義」を支持したことである。そこでは、利益観として収益費用アプローチが基礎となっており、その中で異常項目を区分する形の包括主義が採用されている。

特筆すべきは、その後において、AAAでは、資産負債アプローチに基づく会計原則が提示されており、そこでは、もはや損益計算書の表示区分に言及されていないという点である。これは、利益概念が収益費用アプローチから資産負債アプローチへと移行することによって、損益計算書の区分表示についても詳細な区分規定の意義が徐々に失われつつあるものと考えられる。

4) 1957年会計原則における収益費用アプローチから資産アプローチへの移行及びその解釈については、成川 [2003] が詳しい。

第4節 会計原則審議会（APB）における異常項目の扱い

米国会計士協会によるCAPは、当期業績主義を強く主張するものであったが、当時の実務慣行を拠り所としているため、抽象的であり解釈の幅が存在していた。しかし、それは、会計規制を強化監督するというSECの思惑とはかけ離れたものであった。そのような中で、ARB第35号及びARB第41号の2つのARBでは、SECと多くの妥協が図られた。

しかし、依然としてこれらの指針は個別的な実務問題のため手続きとしての側面が強く、批判的となっていた。そこで、より基礎的な前提や会計原則に踏み込んだものを作成することを目的とし、CAPに代わる機関として1959年APBが新設された。

異常項目や損益計算書に関連するAPBは、1966年に公表した「APB意見書9号『経営成績の報告』（以下、「APB第9号」）」と1973年に公表した「APB意見書30号『経営成果の報告－事業のセグメントの処分並びに異常、非正常及び非反復的な事象及び取引の影響の報告－』（以下、「APB第30号」）」の2つである。

(1) APB第9号

APB第9号では、当時の実務が異常項目に関して非常に幅があることの批判を受け、異常項目に関するガイダンスを強化している。なお、この時期は他のAPB意見書においても、批判的となっていた実務の多様性に関してその選択の幅を狭めるような動きが活発に行なわれている⁵⁾。

さらに、損益計算書の表示について再検討し、損益計算書は、過年度修正

5) APB意見書第8号『年金制度の費用の会計処理』及びAPB意見書第11号『所得税の会計処理』もいずれも多様な実務の選択の幅を狭めるような変更を加えることが求められている。

を除いてすべての損益項目を反映しなければならないと結論付けた（APB [1966] para.17）。これは、臨時的な事項から生ずる項目が、期間損益として処理されるよりも異常項目として期間外処理されることが多い実務に対する批判を根拠としていた（APB [1966] para.14）。その一方で APB は、異常項目を営業利益として扱うことには難色を示し、そのかわり「異常項目調整前利益」といった名称を使用することとしている（APB [1966] para.20）。

また、APB 第9号では、異常項目の基準として、「異常な性質を有し、かつ、その影響が重要である事象または取引の影響について損益計算書の中で分離することには判断の行使が必要」とし、そのような事象または取引の判断に関しては、「慣習的な営業活動とは大きく異なる性質を有している」ことを挙げている。その上で、「しばしば繰り返すことは予想されず、事業の通常の活動過程のいかなる評価においても、反復する要素とは考えられない、重要な影響をもつ出来事または取引」と示している（APB [1966] para.21）。その上で、異常項目の例として、次の重要な利得または損失（または損失に対する引当金）が含まれるとしている（APB [1966] para.21）。

- (a) 工場設備または営業の重要な部分の売却または廃棄
- (b) 転売のために取得したのではない投資の売却
- (c) その年度内の異常な出来事または進展に基づく営業権の償却
- (d) 財産の没収または収用および
- (e) 外国通貨の著しい切下げが挙げられている。

しかしながら、ある種の利得または損失（または損失に対する引当金）は、企業体の慣習的営業活動の典型である性質を持っているため、その金額の大きさととは関係なく、異常項目を構成しないと⁹⁾、次のような項目を列挙している。(a)受取勘定、棚卸資産および研究開発原価の償却、(b)発生により計上した契約価格の修正および(c)外国為替の変動による利得または損失を挙げ

ている。これらの項目は、その影響が重要であれば注記等により開示することを勧めている（APB [1966] para.22）。

(2) APB 第30号

APB 第9号における異常項目の規定では、異常項目が濫用されるという問題の解決には至らなかった。この頃は特に、異常項目として処理される巨額の利益賦課項目が多数存在したことを背景として、異常項目を識別する規準が果たして効果を有しているのかという疑念が高まっていた⁷⁾。

このような状況を受け、APB 第9号が再検討され、1973年にAPB 第30号が公表された。APB 第30号は、損益計算書の表示の問題を再び取り上げ、(1)異常項目についての現存の定義および基準の明確化、(2)異常項目についての開示の要件を明示、(3)事業セグメントの取扱い、(4)異常項目には属さないその他の非経常的な、または稀にしか起こらぬ事象および取引に対する開示の要件を明確にしている。

まず、異常と認識される事柄の種類を相当程度限定するように改訂され、異常項目に関して次のように要件を定めることにより厳格化している。まず、異常項目は、「非経常的な性質および稀にしか起こらないために他と区別される事象および取引」とし、以下の2つの要件をいずれも満たさなければならないとしている（APB [1973] para.20）。その上で、異常項目を独立した項目とする表示形式が求められている（APB [1973] para.18）。

6) このような異常項目に対する考え方は我が国とは異なる。我が国では、棚卸資産の評価損のように、たとえ企業体の習慣的営業活動の典型である性質を持っていたとしても、その金額が異常で多額の場合には特別損失として扱われる。この点、黒澤 [1975] は、「項目として毎期経常的に発生するものであっても、金額が大きいものは、やはり特別損益としての本来的な扱いをしなければならない。たとえば固定資産売却益または売却損がそれである（黒澤 [1975] p.124）」と示している。

7) Barnea et al. [1975] は、1970年代でも、経営者が通常項目とするか異常項目とするかについてのかなりの裁量が認められていたとしている。

- (a) 非経常性—その企業活動を取りまく環境を考慮するときその事象または取引は高度の非正常性を有し、かつその企業の経常的かつ典型的な活動とは無関係であるか、もしくは偶発的な関係しか有しないものでなければならない。
- (b) 稀にしか起こらないこと—その企業活動を取りまく環境を考慮するとき、その事象または取引が、予見し得る将来において、再び起こると考える理由がないようなものでなければならない。

その一方で APB 第30号は、「性質が正常であり、又は通常の継続的事業活動によって反復し得る取引であるため異常項目ではない例」を列挙している (APB [1973] para.23)。

1. 売掛金，棚卸資産，リース設備あるいは無形固定資産の評価損あるいは除去損
2. 外国通貨に対し大幅な通貨の切下げおよび切上げを含む為替損益
3. 会社の一部の処分による損益
4. 有形固定資産の売却または廃棄損益
5. ストライキによる損失
6. 長期請負工事契約で工事進行基準を採用している場合の過去に計上された収益見積額の修正

また、APB 第30号は、ある事業部門が閉鎖された場合には、継続される事業の成果を別個の損益計算書で報告することを要求している (APB [1973] para.8)。

さらに、「非経常的なまたは稀にしか起こらない項目の開示」を規定して

いる。すなわち、重要性ある事象または取引で、非経常的な性質のものもしくは稀にしか起こらないもの、つまり、異常項目の要件のいずれか一方を満たしているものは、継続的活動からの利益の構成要素とは区別されて表示されるべきであるとしている（APB [1973] para.26）。

（3） APB における異常項目の変化

APB が設置された目的と相俟って、異常項目に関する規定の締め付けがさらに厳しくなった。APB 9号において異常項目の要件が初めて明記され、異常項目に該当しない項目も含め、例示規定が充実するようになった。

しかし、これでも異常項目を利用した会計不正を防ぐことができず、APB 第9号が改訂され、APB30号が作成された。そこでは、異常項目の要件がさらに厳格化し、例示される項目もより限定的なものとなった。その一方で、異常項目ではないものの、異常項目の要件のいずれか一方を満たしている場合には、通常の純利益内で別掲表示ないし注記するという規定が初めて登場した。さらに、従来は、異常項目の一部を構成していた非継続事業に関する損益について、通常の純利益とは別に区分して表示する規定が登場した。

このような変化は、最終利益ないし段階利益の金額それ自体よりも、利益の構成要素に関心があることの表れである。このような思考は、資産負債アプローチにおいてもみられる考え方である（FASB [1976] para.209）。この頃から、収益費用アプローチのような最終利益や段階利益に対する関心は失われ、将来キャッシュ・フローを予測する上での利益の構成要素に関心が移行したものと考えられる。

第5節 異常項目の廃止と特別項目の拡大

(1) 実務上の異常項目の扱い

現在、FASB では、損益計算書の表示の簡素化の一環として異常項目を削除した新しい基準を公表している。その背景を探る上で、APB30号における異常項目がいかに制約されていたのが重要となるため、実務上における異常項目の扱いについて触れていく。

まず、実務上、異常項目としては、次のような項目が挙げられている(FASB [2015] 225-20-55-3)⁸⁾。

- (a) タバコ製造者の収穫物の大部分が嵐で破壊された。このような嵐によるひどい損害は、製造者がタバコを育成する地域では稀なことである。
- (b) 企業が、自己の所有する唯一の土地を売却する。土地は将来の拡張のため10年前に取得したが、その後すぐに企業は拡張計画のすべてを放棄し、土地を投機のために保有している。
- (c) 地震により、世界的な大石油会社が保有する精油所の一つが破壊された。

ここで、AICPA による調査「Accounting Trends & Techniques-2008」によれば、アニュアル・レポートを調査した600社中、異常項目を表示したのは平成19年（2007年）4社（うち負ののれん1社）、平成18年（2006年）4社（うち負ののれん3社）、平成17年（2005年）5社、平成16年（2004年）4社（うち負ののれん2社）と、損益計算書に異常項目を表示した米国企業は非

8) 長谷川茂男 [2013] p.77 を参考にした。

常に稀であったと示されている（財務会計基準機構 [2009] p.4 脚注 8）。なお、米国基準に基づいて作成した場合、たとえ東日本大震災であっても異常項目には該当したケースは存在しないとされる（有限責任あずさ監査法人 [2012], p.412）。

このように、異常項目に該当するケースは我が国の特別損益の列挙（「企業会計原則注解」注12）と比較して、非常に限定的なものとなっている。むしろ、ほとんど該当するケースが存在していないものと考えられる。

（2）公開草案「異常項目の概念の廃止による損益計算書の表示の簡素化」

このような異常項目の実務上の扱いを受けて、FASB では、異常項目を削除した新しい基準を公表した。この目的は、一般に認められた会計原則を、財務諸表の利用者に提供される情報の有用性を向上させながらそのコストと複雑さを勘案して削減することにより、改善を促すことであるとされる（FASB [2014a] BC1）。異常項目は、実務上は減多に生じることがないと考えられ、さらに、ある企業にとって異常項目であっても他の企業にとっては異常項目に該当しないと判断されるかもしれないため、異常項目という用語は不明瞭な実務を引き起こす原因であったと示されている。このことから、異常項目は実務上非常に狭く解釈され、ほとんど計上されることはないという点が強調されている。この点について、FASB は、財務報告の利用者は、異常項目に関する情報は有用であると考えていることを認めている一方で、これらの事象や取引を特定しようとはしないと考えている（FASB [2014a] BC4）。さらに、たとえ異常項目として開示することの条件が減多に満たされることはないとしても、財務諸表作成者、監査人その他、規制当局にとって、ある項目が異常項目の条件に該当するか否かを判断することに多くの時間を費やすことが求められる。そこで、異常項目を廃止することによって、異常項目の概念それ自体を考慮する必要がなくなり、損益計算書の開示およ

び実務をより簡素化することができるとしている（FASB [2014a] BC5）。

このFASBからの提案を受けて、Big 4監査法人やその他主要な団体はコメントレーターを提出しており、反対意見が散見されるもののほとんどが賛成意見である。

Deloitteは、異常項目が削除されることにより、実務的な煩雑性が軽減されるため、異常項目の削除に賛成している。さらに、財務報告利用者にとっても、有用性が低減するわけではないと述べている。Ernst & Youngも異常項目の削除に賛成し、現行の実務において異常項目に該当する事象または項目は非常に稀なことであるため、たとえ異常項目が削除されたとしても、現行の財務報告の開示に影響はないとしている。それどころか、かえって実務的な煩雑性が軽減され、より一層効率性が改善するとしている。さらに、異常もしくは臨時の事象に関する開示及び表示のガイダンスは存続するため、財務報告利用者はこれまでと同様の会計情報を入手することが可能であると主張している。KPMGも、他のコメントレーターと同様に実務的な軽減の観点から異常項目の削除に賛成している。加えて、FASBが主張するように、財務報告利用者にとって異常項目は有益なものと思っていないとするならば、異常項目の削除に賛成であるとしている。なお、米国公認会計士協会（American Institute of CPAs, 以下「AICPA」とする。）も、異常項目の削除に賛成している。PwCはコメントレーター上では、異常項目区分の有用性を認めつつ、特別項目の要件を異常項目の要件と同じものを利用する点を明記することを主張している。他の主要なコメントレーターも検証した結果、賛成多数という状況であった。実務的な煩雑性の観点が共通しており、利用者の立場から異常項目は考慮していないという点も理由として挙げられている。なお、我が国の主要団体からのコメントは見受けられない。

その後、この公開草案は受け入れられ、2015年12月15日より後に開始する事業年度及びその事業年度内の期中報告期間から適用されている。これにより、米国基準はIFRSと同様に異常項目が廃止となった。

(3) 特別項目 (special item)

上述のように、異常項目はほとんど存在していない形式的な規定を廃止したものに過ぎないのであった。しかし、実務上は、一時的な要素や臨時異質な損益の重要性は益々高まっている。実証的にも、これらの項目が実務において重要な役割を果たしているという証拠が多く報告されている (Ramakrishnan and Thomas [1998], Elliott and Hanna [1996], Gaver and Gaver [1993] 等)。特に、減損損失、リストラ損失等については、近年、その重要性は増している。今後も将来の不確実性が高まる経営環境が予測されるため、これらの項目の有する情報の価値や投資意思決定への影響は大きい。

この点、APB 第30号は「性質が特異であるかあるいは発生頻度の低い (その両方ではない) 重要な事象もしくは取引は、継続的な業務からの利益とは別の要素として報告する (APB [1973] para.26)」と定めている。すなわち、たとえ異常項目の2つの要件を満たさなくても、いずれか一方の要件を満たした場合は、損益計算書上で独立表示 (個別項目として表示) または注記することが求められる。このような項目は、異常項目には該当しないものの、重要性が高い項目であると考えられるため、損益計算書上では「継続事業からの利益の別個の構成要素」として報告されるか、もしくは「注記」によって喚起を促さなくてはならないとされている (FASB [2015] 225-20-45-2, 16)。これらの項目は、「non-recurring」「unusual」「special」などの名称が利用されて開示される。

なお、海外の学術論文においては「special items (特別項目)」という用語が使われている。special items は、学術上、非経常的項目 (non-recurring)、非営業活動項目 (non-operating)、一時的項目 (one-time) などの用語と互換的に利用されている。海外の実証研究で使われているデータベース「Compustat」のマニュアルには、special items が例示列挙されており、例えば、「negative special items」の場合には、write-offs, write-downs, charge-offs など

がある。これらは、APB 第30号の異常項目の要件を参考にして、主に「独立掲記が求められている項目」の要件に該当する項目が special items に分類されていると考えられる。ただし、要件に鑑みて、special items に該当する項目であっても過去3年間のうちに毎年計上される項目であった場合は「営業費用」に再分類される。しかし、再分類の対象とならない項目もまた存在し、具体的には、「再構築/再編成 (restructuring)」、「特別 (special)」、「非経常 (nonrecurring)」が付いているような項目については、再分類の対象とならない (COMPUSTAT Manuals [2003] pp.282-283)⁹⁾。

これらの点を踏まえると、異常項目それ自体は事実上、廃止となったものの、異常項目の要件のいずれかを満たす項目は、特別項目 (special items) などと呼ばれて、引き続き、期間利益の内訳項目として別掲ないし注記され、重要視されている。APB 第30号までの一連の変遷を踏まえると、当初、異常項目であった項目は、もはや段階利益を算定するためのものではなく、投資意思決定有用性等の観点から特定の扱いがなされているものと解される。

(4) 我が国の特別損益との比較

我が国において、特別損益は伝統的に①臨時損益項目と②前期損益修正損益項目に分類されている（「企業会計原則注解」注12）。その内、前者の①臨時損益項目の一部が異常項目に近い概念であると考えられる。周知の通り、②前期損益修正損益項目については、我が国の現行制度上、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の制定により廃止となっている。

9) Bradshaw and Sloan [2002] は Compustat によって定義された special items がアナリストによって除外された収益項目と相関していることを発見している。しかしその一方で、経営者は「再構築/再編成 (restructuring)」や「特別 (special)」、「非経常 (nonrecurring)」などの名称を指定することによって、Compustat の分類に影響を与えることが可能となるため、利益マネジメントの手段として利用される余地がある。

図表 1 米国と我が国の特別損益の比較

	米国における取扱い	我が国における特別損益の取扱い
(継続事業利益)	独立掲記(もしくは注記)が求められている項目(特別項目) (→学術上 special items と呼ばれている項目)	①臨時損益項目 ・減損損失 ・リストラ関連損益 ・評価損益、為替差損益 等
	異常項目 extraordinary items	・自然災害、土地の収用 等
	非継続事業損益 Income from discontinued operations	・事業整理関連損失 ・固定資産売却損益 等
		②前期損益修正項目(廃止済)

異常項目の規定が廃止される直前の米国と我が国の特別損益を比較すると、図表1のようになる。まず、米国では、継続事業利益と非継続事業利益とを区分して表示する(FASB [2014b] 205-10-05-3)。非継続事業利益には、我が国でいうところの「固定資産売却損益」や「事業整理関連損失」が含まれる。

また、異常項目の例示を前提とすると、自然災害等の損失や土地の収用に係る利得が我が国における特別損益と同様の内容と考えられる。その他、減損損失やリストラ関連損失などは全て特別項目に該当すると考えられる。

このように、我が国の特別損益は、米国における異常項目及び特別項目、非継続事業損益によって構成されていると考えられる。しかし、異常項目については、実務上、計上されることがほとんどなく、廃止になったという点を考慮すると、米国では現在、特別項目と非継続事業利益が、我が国の特別損益の範囲に近いものと考えられる。

ただし、特別項目は営業費用として扱われ、我が国のように区分表示されることはない。他方で、非継続事業利益については、区分表示され、性質の異なる期間損益として扱われるが、我が国にはそのような規定は存在しない。

第6節 本論のまとめ

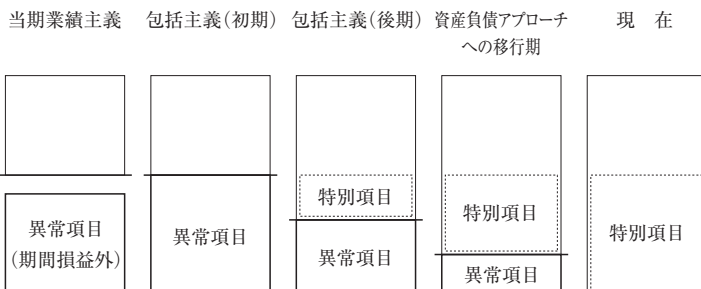
異常項目を期間損益から区分するという思考は、期間損益の歪みを排除するという実務的な慣行が基礎となっていた。そこでは、実務的な慣行非経常的な利益を計算するために除外される項目として扱われた。それが当期業績主義の考え方へとつながっていった。しかし、損益計算書から除外することが、かえって利益操作を誘発することとなり、その後、包括主義が主張されるようになった。包括主義に基づく利益の算定表示方法はそれ以降、米国において主流となったものの、依然として、当期業績主義に基づく利益観は残ったままであった。その表れが、異常項目を区分表示する規定である。異常項目を区分する境界線は、営業活動を基礎としたり、経常性を基礎としたりという形で変遷していったが、異常項目を規定することが困難であり、結果的には、多くの項目が異常項目として扱われるという実務を止めることができず、徐々に異常項目の一部が、特別項目として扱われるようになった。

利益操作の温床として位置付けられてしまった異常項目は、その要件がより一層厳しくなり、実務上も計上されることが少なくなった。さらに、資産負債アプローチの出現とともに、その区分に関する原則も姿を消してしまっていた。

形式的に異常項目の規定だけが残ってしまったため、現在では異常項目それ自体が消滅することとなった。しかし、異常項目は消滅したとしても、異常項目の規定（要件）によって特別項目が判定されることとなった。

以下の図は、米国における異常項目と特別項目の変遷の概要を示したものである。横線は、最終利益ないし段階表示利益を意味する。異常項目を区分して段階的な利益を算定表示するラインは、時代と共に制約されていったことがわかる。

図表2 米国における異常項目と特別項目の変遷



本論から得られる重要なインプリケーションとしては、計算体系や利益観と異常項目の扱いとの間には、何らかの関係があるという点である。事実、収益費用アプローチが中心的であった時代に、異常項目を区分して利益を算定表示する思考が芽生え、その後、資産負債アプローチが採用されて以降、区分表示に関する取扱いや異常項目の取扱いはそれまでのものとは大きく異なることとなった。したがって、米国における異常項目の変遷は、何かしら計算体系の変遷とも深い関わりがあるものと考えられる。

我が国では、米国における特別項目と異常項目はいずれも特別損益として扱われ、損益計算書上、区分表示することで経常利益が表示される。これは国際的な流れからすれば大きく異なる。米国が異常項目を廃止した今、我が国はますますグローバルスタンダードから乖離するともいえ、我が国の特別損益のあり方も早急に検討しなければならない課題ともいえる。本論が示唆したように、我が国と米国とは、特別損益ないし異常項目の位置付けについて本質的に異なる点が多い。このことが、利益観や計算体系に関する国際的な相違の要因を探るための一助となることが期待される。

参考文献

- AAA [1936], "A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports", *The Accounting Review* Vol.11, No.2, pp.187-191. AAA, 中島省吾訳 [1964]『増訂 A.A.A. 会計原則：原文・解説・訳文および訳注』中央経済社
- [1941], "Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements", *The Accounting Review* Vol.17, No.1, pp.60-66. AAA, 中島省吾訳 [1964]『増訂 A.A.A. 会計原則：原文・解説・訳文および訳注』中央経済社
- [1948], "Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements: 1948 Revision", *The Accounting Review* Vol.23, No.4, pp.339-344. AAA, 中島省吾訳 [1964]『増訂 A.A.A. 会計原則：原文・解説・訳文および訳注』中央経済社
- [1957], "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision", *The Accounting Review* Vol.32, No.4, pp.536-546. AAA, 中島省吾訳 [1964]『増訂 A.A.A. 会計原則：原文・解説・訳文および訳注』中央経済社
- APB [1966] "APB No.9: Reporting the Results of Operations" AICPA, *Accounting Principle Board Opinion*, 日本公認会計士協会訳[1978]『「アメリカ会計原則」-AICPA 会計原則審議会意見書-』財団法人大蔵財務協会
- [1973], "APB No.30: Reporting the Results of Operations - Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions", AICPA, *Accounting Principle Board Opinion*, 日本公認会計士協会訳 [1978]『「アメリカ会計原則」-AICPA 会計原則審議会意見書-』財団法人大蔵財務協会
- Barnea, A., J. Ronen, and S. Sadan [1975], "The Implementation of Accounting Objectives- An Application to Extraordinary Items", *The Accounting Review* Vol.50, No.1, pp.58-68
- Bradshaw and Sloan [2002], "GAAP versus The Street: An Empirical Assessment of Two Alternative Definitions of Earnings", *Journal of Accounting Research*, Vol.40, No.1 pp.41-66
- CAP [1941], "ARB No.8: Combined Statement of Income and Earned Surplus", AIA (AICPA), *Accounting Research Bulletins*, No.1-51
- [1948], "ARB No.32: Income and Earned Surplus", *The Journal of Accountancy*, No.85 (1) pp.20-25.
- [1953], "ARB No.43: Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins", AIA (AICPA), *Accounting Research Bulletins*, No.1-51
- COMPUSTAT Manuals [2003], "Standard & Poor's Compustat[®] User's Guide", *The McGraw-Hill Companies, Inc.*
- FASB [1976], "An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement" FASB Discussion Memorandum
- [1998], "The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards", FASB Special Report. Storey, R.K. and S. Storey, 企業財務制度研究会翻訳[2001]『COFRI 実務研究叢書 会計基準の概念および基準のフレームワーク』中央経済社

- [2014b], Reporting Discontinued Operations and Disclosures of Disposals of Components of an Entity
- [2014a], Exposure draft Simplifying Income Statement Presentation by Eliminating the Concept of Extraordinary Items
- [2015], Simplifying Income Statement Presentation by Eliminating the Concept of Extraordinary Items
- Jennifer J. Gaver and Kenneth M. Gaver [1993], “Additional evidence on the association between the investment opportunity set and corporate financing, dividend, and compensation policies”, *Journal of Accounting and Economics*, Vol 16, pp.125-160
- John A. Elliott and J. Douglas Hanna [1996], “Repeated accounting write-offs and the information content of earnings Journal of Accounting Research”, *Journal of Accounting Research*, Vol.34, pp.135-155
- Kaplan M.C. and Reaugh D.M. [1939], “Accounting, Reports stockholder, and the SEC”, *The Accounting Review*, Vol.48, No.6, pp.935-980
- Ram T.S. Ramakrishnan, Jacob K. Thomas [1998] “Valuation of Permanent, Transitory, and Price-Irrelevant Components of Reported Earnings” *Journal of Accounting Auditing and Finance*, Vol 13, No.3, pp.301-349
- 青木茂男編 [1976] 『日本会計発達史 — わが国会計学の生成と展望』 同友館
- 上野清貴 [1993] 『FASB までの資産・負債概念』 土方久編著 『貸借対照表能力論— 資産および負債の定義と認識』 税務経理協会
- 黒澤清 [1975] 『新企業会計原則解説』 税務経理協会
- 財務会計基準機構 [2009] 『財務諸表表示プロジェクト』 審議事項(3)-3
- 佐藤孝一 [1968] 『第八章 当期業績主義と包括主義』 黒澤清主編 『近代会計学大系 II 「損益計算編」』 中央経済社
- 千葉準一・中野常男 [2012] 『体系現代会計学「会計と会計学の歴史」』 中央経済社
- 成川正晃 [2003] 『資産・負債アプローチの萌芽とその現代的含意：米国会計学会 (AAA) 1957年改訂会計原則の利益概念の再検討を通して』 埼玉女子短期大学研究紀要, 第14巻, pp.205-230
- 長谷川茂男 [2013] 『米国財務会計基準の実務 (第7版)』 中央経済社
- 盛田良久 [1977] 『SEC 損益計算書の様式と特徴』 沖縄国際大学商経論集 5(2), pp.37-43
- 有限責任あずさ監査法人 [2012] 『英文財務諸表の実務 (第9版)』 中央経済社